



# 宮 崎 県 公 報

平成19年11月29日 (木曜日) 第 1935 号

発 行 宮 崎 県  
印 刷 宮崎市旭 1 丁目 6 番 25 号  
小 柳 印 刷 株 式 会 社

発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日  
購 読 料 (送 料 共) 1 年 36,000 円

## 目 次

### 規 則

- 宮崎県事務委任規則及び都市計画法施行細則の一部を改正する規則…………… (行政経営課) 1
- 建築基準法施行細則の一部を改正する規則…………… (建築住宅課) 2
- 建築士法施行細則の一部を改正する規則…………… ( “ ) 2

### 告 示

- 指定居宅サービス事業者の指定…………… (高齢者対策課) 6
- 指定居宅サービス事業所の名称又は所在地の変更…………… ( “ ) 6
- 指定居宅サービス事業の廃止…………… ( “ ) 7
- 指定居宅介護支援事業者の指定…………… ( “ ) 7
- 指定居宅介護支援事業所の名称又は所在地の変更…………… ( “ ) 7

- 指定居宅介護支援事業の廃止…………… (高齢者対策課) 8
- 指定介護予防サービス事業者の指定…………… ( “ ) 8
- 指定介護予防サービス事業所の名称又は所在地の変更…………… ( “ ) 8
- 指定介護予防サービス事業の廃止…………… ( “ ) 9
- 重要生息地の指定 (3 件) …… (自然環境課) 9
- 道路の区域の変更…………… (道路保全課) 10

### 公 告

- 特定非営利活動法人の設立の認証の申請…………… (生活・文化課) 10
- 歯科技工士試験の実施…………… (医療業務課) 10
- ふぐ処理試験の実施…………… (衛生管理課) 10
- 農地法に基づく土地配分計画の作成…………… (農村計画課) 11
- 土地改良区の役員の就退任の届出…………… (農村整備課) 11
- 県営土地改良事業の工事の完了…………… ( “ ) 12
- 基本測量終了の通知…………… (管理課) 12
- 落札者等の公告…………… 12

## 規 則

宮崎県事務委任規則及び都市計画法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十九年十一月二十九日

宮崎県知事 東国原 英 夫

### 宮崎県規則第七十六号

#### 宮崎県事務委任規則及び都市計画法施行細則の一部を改正する規則

(宮崎県事務委任規則の一部改正)

第一条 宮崎県事務委任規則 (昭和四十年宮崎県規則第十号) の一部を次のように改正する。

別表土木事務所長の項第二十四号イ中「開発行為」の下に「で開発区域の面積が五千平方メートル (宮崎土木事務所及び都城土木事務所にあつては、一万平方メートル) 未満のもの」を加え、同号イア中「で開発区域の面積が五千平方メートル (宮崎土木事務所及び都城土木事務所にあつては、一万平方メートル) 未満のもの」を削り、同号イイ中「第八号」を「第九号」に改め、同号イウ中「第三十四条第九号」を「第三十四条第十三号」に改め、同号イエ中「第三十四条第十号ロ」を「第三十四条第十四号」に改め、同号エ中「第三十四条第九号」を「第三十四条第十三号」に改め、同号中22を24とし、21を23とし、20を22とし、同号19中「第四十七条第五項」の下に「(第三十四条の二第二項において準用する場合を含む。)」を加え、同号中19を21とし、同号18中「第四十七条第四項」の下に「(第三十四条の二第二項において準用する場合を含む。)」を加え、同号中18を20とし、同号17中「及び第三項」の下に「(第三十四条の二第二項において準用する場合を含む。)」を加え、同号中17を19とし、同号16中「第四

十七条第一項 (「の下に「第三十四条の二第二項及び」を加え、同号中16を18とし、15を17とし、14を16とし、16の前に次のように加える。

15 第四十二条第三項の規定による国の機関又は都道府県等との協議 (14に規定する建築物又は第一種特定工作物に係るものに限る。) に関する事 (宮崎土木事務所、高岡土木事務所及び日向土木事務所に限る。)

別表土木事務所長の項第二十四号13イ中「第三十六条第一項第三号ロ」を「第三十六条第一項第三号ニ」に改め、同号中13を14とし、12を13とし、11を12とし、同号10中「第四十一条第二項ただし書 (「の下に「第三十四条の二第二項及び」を加え、同号中10を11とし、同号9中「第四十一条第一項 (「の下に「第三十四条の二第二項及び」を加え、同号中9を10とし、8を9とし、7を8とし、6を7とし、5を6とし、4を5とし、3を4とし、4の前に次のように加える。

3 第三十四条の二第二項 (第三十五条の二第四項において準用する場合を含む。) の規定による国の機関又は都道府県等との協議 (1に規定する開発行為に係るものに限る。) に関する事 (宮崎土木事務所、都城土木事務所、高岡土木事務所及び日向土木事務所に限る。)

別表土木事務所長の項第二十四号の二2中「同号13」を「同号14」に改める。

(都市計画法施行細則の一部改正)

第二条 都市計画法施行細則 (昭和四十五年宮崎県規則第六十三号) の一部を次のように改正する。

第二十号の二第三号中「申請書の資力信用申告書」を「申請者の資力信用申告書」に改める。

第二十一条中「第三十四条第九号」を「第三十四条第十三号」に改める。

第二十一条の二を次のように改める。

(開発行為に係る協議)

第二十一条の二 法第三十四条の二第一項の規定による協議は、協議書に、第二十条の二各号に掲げる書類(同条第三号及び第四号に掲げるものを除く。)を添えてしなければならない。

第二十一条の四の次に次の一条を加える。

(開発行為に係る変更の協議)

第二十一条の五 法第三十五条の二第四項の規定により準用する法第三十四条の二第一項の規定による協議は、協議書に、第二十一条の二に規定する書類のうち開発行為の変更に伴いその内容が変更されるものを添えてしなければならない。

第二十五条の二を第二十五条の三とし、第二十五条の次に次の一条を加える。



(予定建築物以外の建築等に係る協議)

第二十五条の二 法第四十二条第二項の規定による協議は、協議書に、第二十四条各号に掲げる図書を添えてしなければならない。

第二十六条の前に次の一条を加える。

(建築物の新築等に係る協議)

第二十五条の四 法第四十三条第三項の規定による協議は、協議書に、省令第三十四条第二項に規定する図面及び書類並びに前条各号に掲げる書類を添えてしなければならない。

第二十八条中「及び土木事務所」を「並びに宮崎土木事務所、都城土木事務所、高岡土木事務所及び日向土木事務所」に改める。別記様式第九号中「」を「」に改める。

附 則

この規則は、平成十九年十一月三十日から施行する。

建築基準法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十九年十一月二十九日

宮崎県知事 東国原 英 夫

宮崎県規則第七十七号

建築基準法施行細則の一部を改正する規則

建築基準法施行細則(昭和四十六年宮崎県規則第三十七号)の一部を次のように改正する。

第二条中「省令第一条の三」の下に「省令第二条の二」を、「規定する図書」の下に「及び書類」を加える。

第五条の二中「第四十八条第十四項」を「第四十八条第十五項」に改める。

第八条第二項中「(尿尿浄化槽又は合併処理浄化槽の見取図を除く。)」を削る。

第十三条中「第十二項」を「第十三項」に改める。

第十八条第二号を次のように改める。

一 省令第一条の三第二項の表一の(イ)項に掲げる図書又は同条第一項の表一の(二十九)項の(ロ)欄に掲げる道路高さ制限適合建築物の配置図(法第五十六条第七項の規定により同項第一号に掲げる規定が適用されない建築物(用途変更の場合を除く。))に限る。、同欄に掲げる隣地高さ制限適合建築物の配置図(法第五十六条第七項の規定により同項第二号に掲げる規定が適用されない建築物(用途変更の場合を除く。))に限る。若しくは同欄に掲げる北側高さ制限適合建築物の配置図(法第五十六条第七項の規定により同項第三号に掲げる規定が適用されない建築物(用途変更の場合を除く。))に限る。)

第十八条第三号オ中「又は第十二項ただし書」を「第十二項ただし書又は第十三項ただし書」に改める。

附 則

この規則中第二条、第八条第二項及び第十八条第二号の改正規定は公布の日から、その他の改正規定は平成十九年十一月三十日から施行する。

建築士法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十九年十一月二十九日

宮崎県知事 東国原 英 夫

宮崎県規則第七十八号

建築士法施行細則の一部を改正する規則

建築士法施行細則(昭和四十八年宮崎県規則第二十七号)の一部を次のように改正する。

第八条を次のように改める。

(死亡等の届出)

第八条 法第八条の二の規定による届出は、別記様式第五により、免許証を添えてしなければならない。

2 一級建築士又は木造建築士が失踪の宣告を受けたときは、戸籍法(昭和二十二年法律第二百二十四号)第九十四条において準用する同法第六十三条第一項に規定する者は、失踪の宣告を受けた日から三十日以内に、別記様式第六により、免許証を添えてその旨を知事に届け出なければならない。

第八条の次に次の一条を加える。

(免許取消しの申請)

第八条の二 法第九条第一項第一号の規定による免許取消しの申請は、別記様式第七により、免許証を添えてしなければならない。

第九条中「第九条前段」を「第九条第一項第三号から第五号まで」に改める。

第九条の二中「第九条」を「第九条第一項」に改める。

第十七条の見出し中「措置」の下に「に関する報告書」を加え、同条第一項及び第二項を削り、同条第三項中「前項」を「法第十三条の二第二項」に、「第一項」を「同条第一項」に改め、同項を同条とする。

別記様式第一中

「

ふりがな	
氏 名	

」を「

ふりがな	
氏 名	

」に

「

欠	1 後見開始又は保佐開始の審判(禁治産又は準禁治産の宣告もこれに該当するとみなされます。)を受けていますか。	いる
格	2 二級木造建築士の免許を取り消されたことがありますか。(取り消されたことがある場合は、その年月日)	有( ) 無
事	3 禁錮以上の刑に処せられたこと、又は建築士法に違反して、若しくは建築物の建築に関し罪を犯して罰金の刑に処せられたことがありますか。(ある場合は、その罪名及び刑名)	有( ) 無

」を

「

欠	1 後見開始又は保佐開始の審判(禁治産又は準禁治産の宣告もこれに該当するとみなされます。)を受けていますか。	いる
格	2 禁錮以上の刑に処せられたことがありますか。(ある場合は、その罪名、刑名及びその刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日)	有( ) (年月日) 無
事	3 建築士法に違反して、又は建築物の建築に関し罪を犯して罰金の刑に処せられたことがありますか。(ある場合は、その罪名、刑名及びその刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日)	有( ) (年月日) 無
由	4 建築士法第9条第1項第4号又は第10条第1項の規定により一級建築士、二級建築士又は木造建築士の免許を取り消されたことがありますか。(ある場合は、その日)	有( ) (年月日) 無
	5 建築士法第10条第1項の規定による業務の停止の処分を受け、その停止の期間中に建築士法第9条第1項第1号の規定により一級建築士、二級建築士又は木造建築士の免許を取り消されたことがありますか。(業務の停止の処分を受けたことがある場合は、その停止の期間)	有( ) (年月日から年月日まで) 無

」に改め

る。

別記様式第五を次のように改める。

## 様式第 5 (第 8 条関係)

二 級 建築士死亡等届  
木 造

年 月 日

宮崎県知事 殿

住 所

届出義務者氏名

㊟

本人との続柄

下記の者について、関係書類を添えて建築士法第 8 条の 2 の規定により届けます。

## 記

ふ り が な	
氏 名	
生 年 月 日	年 月 日
本 籍	都道 府県
登 録 番 号	第 号
登 録 年 月 日	年 月 日
届 出 の 理 由	1 死亡 2 後見開始又は保佐開始の審判を受けたこと。 3 禁錮以上の刑に処せられたこと。 4 建築士法の規定に違反して、又は建築物の建築に関し罪を犯して罰金の刑に処せられたこと。
届出の理由が生じた日	年 月 日

別記様式第 10 号

「 二級 建築士死亡 (失そう宣告) 届 や 二級 建築士失踪宣告届 に  
木造 木造

「 下記の者は、 年 月 日死亡いたしました  
失そう宣告を受けました  
ので、関係書類を添えて建築士法施行細則第 8 条第 2 項の規定に  
基づき届けます。」

「 下記の者は、 年 月 日失踪宣告を受けましたの  
で、関係書類を添えて建築士法施行細則第 8 条第 2 項の規定によ  
り届けます。」

「 本 籍 地 都道 府県 や  
」

「 本 籍 都道 府県 に改める。  
」

別記様式第 10 号を次のように改める。

様式第 7 (第 8 条の 2 関係)

二 級  
木 造 建築士免許取消申請書

年 月 日

宮崎県知事 殿

氏名 (印)

建築士法第 9 条第 1 項第 1 号の規定により、次のとおり免許証を添えて  
 二級 建築士の免許の取消しを申請します。  
 木造

ふりがな		生年月日	年 月 日	性別	
氏 名	(印)				
本 籍	都道 府県				
現 住 所	(郵便番号 ) (電話 )				
登録番号	第 号	登録年月日			
理 由					

告 示

宮崎県告示第 939号

介護保険法（平成 9 年法律第 123号）第41条第 1 項本文の規定により、次のとおり指定居宅サービス事業者の指定をした。

平成19年11月29日

宮崎県知事 東国原 英 夫

附 則  
(施行期日)  
1 この規則は、公布の日から施行する。  
(用紙に関する経過措置)  
2 この規則の施行の際現に存するこの規則による改正前の建築士法施行細則の規定に定める様式による用紙は、その間の所定の事項を適宜補正して使用することとなる。

介護保険事業所番号	指定居宅サービス事業所		指定居宅サービス事業者		指定年月日	サービスの種類
	名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地		
4570104127	合同会社 あおぞら介護・家政婦センター	宮崎県宮崎市花ヶ島町南赤江町2119番地	合同会社あおぞら介護・家政婦センター	宮崎県宮崎市花ヶ島町南赤江町2119番地	平成19年10月1日	訪問介護
4570104150	光聖会長寿の杜合同会社	宮崎県宮崎市祇園3丁目100番地	光聖会長寿の杜合同会社	宮崎県宮崎市祇園3丁目100番地	平成19年10月20日	通所介護
4570104168	ケアステーションまつぼっくり	宮崎県宮崎市学園木花台桜2丁目21番地3	有限会社愛ヴィレッジ	宮崎県宮崎市学園木花台桜2丁目21番地3	平成19年10月22日	訪問介護
4570201717	訪問介護事業所みらい	宮崎県都城市下川東四丁目17番地6	合同会社みらい	宮崎県都城市下川東四丁目17番地6	平成19年10月1日	訪問介護
4570600512	有限会社むらやん介護サービス	宮崎県日向市永江町3丁目122番地	有限会社むらやん介護サービス	宮崎県日向市永江町3丁目122番地	平成19年10月1日	訪問介護
4518110038	宮崎社会保険病院訪問リハビリテーション事業所	宮崎県宮崎市大坪西1丁目2番1号	社団法人全国社会保険協会連合会	東京都港区高輪3丁目22番12号	平成19年10月1日	訪問リハビリテーション
4570900268	京町温泉クリニック	宮崎県えびの市亀沢391番1号	医療法人社団 さつき会	宮崎県えびの市亀沢391番1号	平成19年10月1日	通所リハビリテーション
4571900655	訪問介護事業所つれづれ庵	宮崎県東諸県郡国富町本庄2491番地9	株式会社たすけあいの郷つれづれ庵	宮崎県東諸県郡国富町本庄2491番地9	平成19年10月1日	訪問介護
4571500687	介護サポート宮崎ヘルパー派遣センター	宮崎県宮崎市新名爪323-2	株式会社介護サポート宮崎	宮崎県宮崎郡清武町今泉丙2647番地リパティハイムオータ406号	平成19年10月15日	訪問介護
4571900671	ヘルパーステーションめだか	宮崎県東諸県郡国富町本庄1888番地	株式会社めだか交通センター	宮崎県東諸県郡国富町本庄1888番地	平成19年10月22日	訪問介護

宮崎県告示第 940号

介護保険法（平成 9 年法律第 123号）第75条の規定により、指定居宅サービス事業所の名称又は所在地の変更について次のとおり届出があった。

平成19年11月29日

宮崎県知事 東国原 英 夫

介護保険事業所番号	変更前		変更後		変更年月日	サービスの種類
	名称	所在地	名称	所在地		
4570101891	株式会社宮崎クボタ NB課	宮崎県宮崎市大字恒久字原出口4480番地1	株式会社南九州クボタ生活関連営業部 営業推進課	宮崎県宮崎市大字恒久字原出口4480番地1	平成19年10月1日	福祉用具貸与
4570101891	株式会社宮崎クボタ NB課	宮崎県宮崎市大字恒久字原出口4480番地1	株式会社南九州クボタ生活関連営業部 営業推進課	宮崎県宮崎市大字恒久字原出口4480番地1	平成19年10月1日	特定福祉用具販売

		番地 1	業部 営業推進課	番地 1		
4570102816	デイサービスどんぐり	宮崎県宮崎市大字熊野5772番地2	デイサービスどんぐり	宮崎県宮崎市学園木花台桜二丁目21番地3	平成19年10月22日	通所介護

## 宮崎県告示第 941号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条の規定により、指定居宅サービス事業の廃止について次のとおり届出があった。

平成19年11月29日

宮崎県知事 東国原 英 夫

介護保険事業所番号	指定居宅サービス事業所		指定居宅サービス事業者		廃止年月日	サービスの種類
	名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地		
4570103277	デイサービスセンターこの気なんの気	宮崎県宮崎市本郷南方5468番地82	株式会社この気なんの気	宮崎県宮崎市塩路字大久保 535番 1	平成19年10月31日	通所介護
4570104036	デイサービス 与苑	宮崎県宮崎市広原312番地1	有限会社与苑	宮崎県宮崎市広原312番地1	平成19年10月31日	通所介護

## 宮崎県告示第 942号

介護保険法（平成9年法律第123号）第46条第1項本文の規定により、次のとおり指定居宅介護支援事業者の指定をした。

平成19年11月29日

宮崎県知事 東国原 英 夫

介護保険事業所番号	指定居宅介護支援事業所		指定居宅介護支援事業者		指定年月日	サービスの種類
	名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地		
4570104143	居宅介護支援事業所 うしたに	宮崎県宮崎市恒久字西原5064番地	医療法人将優会	宮崎県宮崎市恒久字西原5065番地	平成19年10月1日	居宅介護支援
4570301277	鶴ヶ丘居宅介護支援事業所	宮崎県延岡市鶴ヶ丘1丁目1988番31	株式会社ケアハウス鶴ヶ丘	宮崎県延岡市鶴ヶ丘1丁目1988番31	平成19年10月1日	居宅介護支援
4571900663	指定居宅介護支援事業所 つれづれ庵	宮崎県東諸郡国富町本庄2491番地9	株式会社 たすけあいの郷つれづれ庵	宮崎県東諸郡国富町本庄2491番地9	平成19年10月1日	居宅介護支援
4570301285	居宅介護支援 かぼちゃの家	宮崎県延岡市無鹿町2丁目3281番地	有限会社かぼちゃの家	宮崎県延岡市無鹿町2丁目3281番地	平成19年10月4日	居宅介護支援

## 宮崎県告示第 943号

介護保険法（平成9年法律第123号）第82条の規定により、指定居宅介護支援事業所の名称又は所在地の変更について次のとおり届出があった。

平成19年11月29日

宮崎県知事 東国原 英 夫

介護保険事業所番号	変更前		変更後		変更年月日	サービスの種類
	名称	所在地	名称	所在地		
4572000141	木城町中央在宅介	宮崎県児湯郡木城	木城町社協居宅介	宮崎県児湯郡木城	平成19年10月1日	居宅介護支援



護支援センター	町大字椎木2140番地 の1	護支援事業所	町大字椎木2140番地 の1
---------	-------------------	--------	-------------------

宮崎県告示第 944号

介護保険法（平成9年法律第123号）第82条の規定により、指定居宅介護支援事業の廃止について次のとおり届出があった。

平成19年11月29日

宮崎県知事 東国原 英 夫

介護保険事業所番号	指定居宅介護支援事業		指定居宅介護支援者		廃止年月日	サービスの種類
	名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地		
4511510572	医療法人社団青雲きよたけクリニック	宮崎県宮崎郡清武町木原6642-1	医療法人社団青雲	宮崎県宮崎郡清武町木原6642-1	平成19年10月31日	居宅介護支援

宮崎県告示第 945号

介護保険法（平成9年法律第123号）第53条第1項本文の規定により、次のとおり指定介護予防サービス事業者の指定をした。

平成19年11月29日

宮崎県知事 東国原 英 夫

介護保険事業所番号	指定介護予防サービス事業所		指定介護予防サービス事業者		指定年月日	サービスの種類
	名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地		
4570104127	合同会社 あおぞら介護・家政婦センター	宮崎県宮崎市花ヶ島町南赤江町2119番地	合同会社あおぞら介護・家政婦センター	宮崎県宮崎市花ヶ島町南赤江町2119番地	平成19年10月1日	介護予防訪問介護
4570201717	訪問介護事業所 みらい	宮崎県都城市下川東四丁目17番地6	合同会社みらい	宮崎県都城市下川東四丁目17番地6	平成19年10月1日	介護予防訪問介護
4570600512	有限会社むらやん介護サービス	宮崎県日向市永江町3丁目122番地	有限会社むらやん介護サービス	宮崎県日向市永江町3丁目122番地	平成19年10月1日	介護予防訪問介護
4518110038	宮崎社会保険病院訪問リハビリテーション事業所	宮崎県宮崎市大坪西1丁目2番1号	社団法人全国社会保険協会連合会	東京都港区高輪3丁目22番12号	平成19年10月1日	介護予防訪問リハビリテーション
4570900268	京町温泉クリニック	宮崎県えびの市亀沢391番1号	医療法人社団 さつき会	宮崎県えびの市亀沢391番1号	平成19年10月1日	介護予防訪問通所リハビリテーション
4571900655	訪問介護事業所 つれづれ庵	宮崎県東諸県郡国富町本庄2491番地9	株式会社たすけあいの郷つれづれ庵	宮崎県東諸県郡国富町本庄2491番地9	平成19年10月1日	介護予防訪問訪問介護
4571500687	介護サポート宮崎ヘルパー派遣センター	宮崎県宮崎市新名爪323-2	株式会社介護サポート宮崎	宮崎県宮崎郡清武町今泉丙2647番地リパティハイムオータ406号	平成19年10月15日	介護予防訪問訪問介護
4571900671	ヘルパーステーション めだか	宮崎県東諸県郡国富町本庄1888番地	株式会社めだか交通センター	宮崎県東諸県郡国富町本庄1888番地	平成19年10月22日	介護予防訪問訪問介護

宮崎県告示第 946号

介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の5の規定により、指定介護予防サービス事業所の名称又は所在地の変更について次のとおり届出があった。

平成19年11月29日



宮崎県知事 東国原 英 夫

介 護 保 険 事 業 所 番 号	変 更 前		変 更 後		変 更 年月日	サービ スの 種 類
	名 称	所 在 地	名 称	所 在 地		
4570101891	株式会社宮崎クボ タ NB課	宮崎県宮崎市大字 恒久字原出口4480 番地1	株式会社南九州ク ボタ 生活関連営 業部 営業推進課	宮崎県宮崎市大字 恒久字原出口4480 番地1	平成19年10月1日	介護予防福祉 用具貸与
4570101891	株式会社宮崎クボ タ NB課	宮崎県宮崎市大字 恒久字原出口4480 番地1	株式会社南九州ク ボタ 生活関連営 業部 営業推進課	宮崎県宮崎市大字 恒久字原出口4480 番地1	平成19年10月1日	特定介護予防 福祉用具販売
4570102816	デイサービスどん ぐり	宮崎県宮崎市大字 熊野5772番地2	デイサービスどん ぐり	宮崎県宮崎市学園 木花台桜二丁目21 番地3	平成19年10月22日	介護予防通所 介護

## 宮崎県告示第 947号

介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の5の規定により、  
指定介護予防サービス事業の廃止について次のとおり届出があった。

平成19年11月29日

宮崎県知事 東国原 英 夫

介 護 保 険 事 業 所 番 号	指 定 介 護 予 防 サ ー ビ ス 事 業 所		指 定 介 護 予 防 サ ー ビ ス 事 業 者		廃 止 年月日	サービ スの 種 類
	名 称	所 在 地	名 称	主たる事務 所の所在地		
4570103277	デイサービスセン ターこの気なんの 気	宮崎県宮崎市本郷 南方5468番地82	株式会社この気な んの気	宮崎県宮崎市塩路 字大久保 535番 1	平成19年10月31日	介護予防通所 介護
4570104036	デイサービス 与 苑	宮崎県宮崎市広原 312番地1	有限会社与苑	宮崎県宮崎市広原 312番地1	平成19年10月31日	介護予防通所 介護

## 宮崎県告示第 948号

宮崎県野生動植物の保護に関する条例（平成17年宮崎県条例第84  
号）第23条第1項の規定により、次のとおり重要生息地を指定する。

平成19年11月29日

宮崎県知事 東国原 英 夫

## 1 名称

五ヶ所高原重要生息地

## 2 指定の区域

西臼杵郡高千穂町大字五ヶ所の一部

## 3 指定の区域の保護に関する指針

(1) 野生動植物の個体群の生息・生育（以下「生息等」という。）  
のために確保すべき環境

個体の生息等のためには、その生息等環境である草原状態を  
保つとともに、園芸植物の移入（植栽）を行わないようにする  
など、当該区域の植生を適切に維持することが必要である。

(2) 生息等環境の維持のための管理の方針

当該重要生息地は、これまで、地域住民による草刈り等の保  
護活動が行われてきたところである。今後も(1)で掲げた生息等  
の環境を確保するため、こうした保護活動について、動植物の  
生息等に支障を及ぼさない適切な時期に、適切な方法で継続す  
ることにより、植生の遷移を抑制するよう努める。

宮崎県野生動植物の保護に関する条例（平成17年宮崎県条例第84  
号）第23条第1項の規定により、次のとおり重要生息地を指定する。

平成19年11月29日

宮崎県知事 東国原 英 夫

## 1 名称

高鍋湿原重要生息地

## 2 指定の区域

児湯郡高鍋町大字上江の一部

## 3 指定の区域の保護に関する指針

(1) 野生動植物の個体群の生息・生育（以下「生息等」という。）  
のために確保すべき環境

個体の生息等のためには、その生息等環境である湿地等にお  
いて、良好な水質、草原状態を保つとともに、園芸植物の移入  
（植栽）を行わないようにするなど、当該区域の植生を適切に  
維持することが必要である。

(2) 生息等環境の維持のための管理の方針

当該重要生息地は、これまで、地域住民による草刈り等の保  
護活動が行われてきたところである。今後も(1)で掲げた生息等  
の環境を確保するため、こうした保護活動について、動植物の  
生息等に支障を及ぼさない適切な時期に、適切な方法で継続す  
ることにより、植生の遷移の抑制や日照の確保に努める。

## 宮崎県告示第 950号

宮崎県野生動植物の保護に関する条例（平成17年宮崎県条例第84

## 宮崎県告示第 949号

号) 第23条第1項の規定により、次のとおり重要生息地を指定する。  
平成19年11月29日

宮崎県知事 東国原 英 夫

- 1 名称  
笠祇・古竹草原重要生息地
- 2 指定の区域  
串間市大字奴久見の一部
- 3 指定の区域の保護に関する指針
  - (1) 野生植物の個体群の生育のために確保すべき環境  
個体の生育のためには、その生育環境である草原状態を保つとともに、園芸植物の移入（植栽）を行わないようにするなど、当該区域の植生を適切に維持することが必要である。
  - (2) 生育環境の維持のための管理の方針  
当該重要生息地は、これまで、地域住民による草刈りや野焼き等の保護活動が行われてきたところである。今後も(1)で掲げた生育の環境を確保するため、こうした保護活動について、植物の生育に支障を及ぼさない適切な時期に、適切な方法で継続することにより、植生の遷移を抑制するよう努める。

宮崎県告示第 951号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、平成19年11月29日から平成19年12月13日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成19年11月29日

宮崎県知事 東国原 英 夫

路線番号	道路の種類	路線名	区 間	新旧の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
16	県道	稲葉崎平原線	延岡市中央通三丁目5番1地先から同市安賀多町一丁目2番4地先まで	旧	16.0 ~ 30.0	290.0
				新	16.0 ~ 30.0	290.0
					11.6 ~ 18.0	296.3

公 告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第 7 号）第10条第1項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証の申請があった。

平成19年11月29日

宮崎県知事 東国原 英 夫

申請年月日	名 称	代表者の氏名	主たる事務所の所在地	定款に記載された目的
平成19年11月12日	特定非営利活動法人 元気になる会	谷口 直美	宮崎県串間市大字西方 716 番地	この法人は、老若男女を問わず、串間市民が、健康で、それぞ

れの家族も、豊かな潤いのあるライフスタイルを形成し、安全で充実した地域社会づくりに寄与することを目的とする。

歯科技工士法（昭和30年法律第 168号）第12条第1項及び第2項の規定により、歯科技工士試験を次のとおり実施する。

平成19年11月29日

宮崎県知事 東国原 英 夫

- 1 試験の期日  
学説試験 平成20年 2 月 19 日（火曜日）  
実地試験 平成20年 2 月 20 日（水曜日）
- 2 試験の場所  
学説試験 宮崎市清水 1 丁目12番 2 号 宮崎歯科技術専門学校  
実地試験 宮崎市清水 1 丁目12番 2 号 宮崎歯科技術専門学校
- 3 受験願書の受付期間  
平成20年 1 月 16 日（水曜日）から 1 月 25 日（金曜日）まで（郵送の場合は、1 月 25 日付けの消印のあるものまで有効とする。）
- 4 受験願書の提出先  
受験者の住所地を管轄する保健所（宮崎市を住所地とする者には、宮崎県中央保健所。県外居住者には、宮崎県福祉保健部医療業務課）
- 5 その他  
詳細については、宮崎県福祉保健部医療業務課（電話0985(26)7055）に問い合わせること。

ふぐ取扱条例（昭和33年宮崎県条例第29号）第10条の規定により、平成19年度ふぐ処理師試験を次のとおり実施する。

平成19年11月29日

宮崎県知事 東国原 英 夫

- 1 試験の日時  
平成20年 1 月 22 日（火曜日）及び 1 月 23 日（水曜日）
- 2 試験の場所  
宮崎市宮崎駅東 1 丁目 2 番地 7 宮崎市中央公民館
- 3 試験科目及び試験時間  
実技試験の解体除毒処理及び臓器の鑑別については、いずれかの日程となる。

種類	試験科目	日程	時 間
学科試験	衛生法規 公衆衛生学及び食品衛生学 (ふぐに関する知識を含む。)	1 月 22 日 (火曜日)	午前10時から午前11時まで
実技試験	ふぐの種類鑑別	1 月 22 日 (火曜日)	午前11時15分から正午まで

解体除毒処理及び臓器の鑑別	1月22日 (火曜日)	午後1時から 午後5時まで
	1月23日 (水曜日)	午前10時から 午後5時まで

## 4 受験資格

次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 調理師法（昭和33年法律第 147号）の規定により調理師の免許を受けている者又は栄養士法（昭和22年法律第 245号）の規定により栄養士の免許を受けている者
- (2) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第47条に規定する高等学校入学資格を有する者で、飲食店営業、魚介類販売業、魚介類せり売営業、魚肉ねり製品製造業若しくは缶詰又は瓶詰食品製造業を行う施設又は寄宿舎、学校、病院その他の特定多数人に食品を調理加工して供与する施設において、調理加工の業務に2年以上従事したことがあり、かつ、現にその業務に従事し、知事が定める講習基準による所定の課程を修めたもの

## 5 受験手数料

7,000円（宮崎県収入証紙により納付すること。）

## 6 受験願書の受付期間

平成19年12月13日（木曜日）から12月27日（木曜日）まで（土曜日及び日曜日を除き、午前9時から午後4時まで）とし、郵送の場合は、12月27日付けの消印のあるものまで有効とする。

## 7 受験願書の提出先

受験者が業務に従事している営業所又は就業所の所在地（現に業務に従事していない者にあつては、その住所地）を管轄する保健所（宮崎市保健所を除く。以下同じ。）の長を経由して知事に提出すること。

## 8 提出書類

- (1) ふぐ処理師試験受験願書 2通
- (2) 4(1)に該当する者は、調理師免許証又は栄養士免許証の写し 1通
- (3) 4(2)に該当する者は、施設において2年以上食品の調理加工の業務に従事したこと及び現在その業務に従事していることを証する当該施設の所有者又は管理者の証明書並びに知事が定める講習基準の科目及び時間数を記入した受講証明書 各2通
- (4) 写真（最近3箇月以内に撮影した正面、脱帽、上半身像で、縦3.5センチメートル、横2.6センチメートルのものであって、裏面に撮影年月日及び氏名を自書したもの） 1葉

## 9 受験票の交付

受験票は、試験当日試験場において本人に交付する。

## 10 受験者心得

- (1) 試験当日は、試験開始30分前までに試験場に集合すること。
- (2) 持参するもの  
筆記用具、白衣、帽子、マスク、前掛け、包丁（出刃包丁及び刺身包丁）及び作業用靴

## 11 その他

- (1) 解体除毒の実技試験用のふぐは、受験者が準備すること。
- (2) 合格発表は、平成20年2月7日（木曜日）とし、合格者の受験番号を各保健所にて掲示する。

- (3) 受験手続その他不明の点は、最寄りの保健所又は宮崎県福祉保健部衛生管理課（電話0985(26)7077）に問い合わせること。

農地法（昭和27年法律第 229号）第62条第2項の規定により、次のとおり土地配分計画を作成した。

平成19年11月29日

宮崎県知事 東国原 英 夫

地区名	所在地			増反者		
	市 郡	町 村	大 字	用途	予定 売渡 口数	予定売渡面積 (平方メートル)
上江	児湯郡	高鍋町	上江	宅地 (農 業用 施設 用地)	1	795

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第18条第16項の規定により、庄内土地改良区（都城市）の役員の就任及び退任について次のとおり届出があった。

平成19年11月29日

宮崎県知事 東国原 英 夫

## 1 就任した役員

役名	氏 名	住 所
理 事 長	内 村 光 春	都城市菓子野町 10141番地
副理事長	蔵 満 貞 夫	都城市乙房町2948番地
会計担当 理 事	細山田 忠 郎	都城市乙房町1687番地 2
理 事	山 崎 順 郎	都城市乙房町1769番地14
理 事	迫 田 徹	都城市関之尾町7049番地 1
理 事	福 村 修	都城市関之尾町5424番地
理 事	吉 村 嗣 義	都城市庄内町7968番地
理 事	大川原 紀美生	都城市庄内町 12524番地
理 事	鍋 倉 虎 雄	都城市庄内町8595番地
理 事	平 山 節 夫	都城市菓子野町 10680番地
理 事	花 村 涼 一	都城市菓子野町 11641番地
理 事	東 五 男	都城市野々美谷町2396番地 1
理 事	坂之下 昭 二	都城市野々美谷町1390番地 5

理 事	花 原 正 二	都城市山田町中霧島3024番地
理 事	浜 田 辰 美	都城市山田町中霧島3430番地
理 事	久保田 敏	都城市夏尾町6704番地イ
総括監事	新 田 幸 夫	都城市庄内町 12511番地 5
監 事	竹 森 隆 雄	都城市山田町中霧島2986番地 4
監 事	田 川 豊	都城市関之尾町7588番地 1

(任期：平成23年11月6日まで)

2 退任した役員

役名	氏 名	住 所
理 事 長	内 村 光 春	都城市菓子野町 10141番地
副理事長	蔵 満 貞 夫	都城市乙房町2948番地
会計担当 理 事	細山田 忠 郎	都城市乙房町1687番地 2
理 事	中 吉 正 治	都城市乙房町1772番地
理 事	迫 田 徹	都城市関之尾町7049番地 1
理 事	美 坂 藤 久	都城市庄内町 12526番地
理 事	吉 村 嗣 義	都城市庄内町7968番地
理 事	卷 木 郁 男	都城市庄内町7999番地
理 事	岡 元 一 男	都城市菓子野町 11701番地
理 事	平 山 節 夫	都城市菓子野町 10680番地
理 事	東 五 男	都城市野々美谷町2396番地 1
理 事	竹 森 順 一	都城市山田町中霧島3305番地
理 事	花 原 正 二	都城市山田町中霧島3024番地
理 事	坂之下 昭 二	都城市野々美谷町1390番地 5
理 事	外 蘭 光 男	都城市夏尾町6740番地 9
総括監事	坂 元 庸	都城市菓子野町 10167番地 1
監 事	田 川 豊	都城市関之尾町7588番地 1
監 事	竹 森 隆 雄	都城市山田町中霧島2986番地 4

次の地区の県営土地改良事業の施行に伴う工事は、完了した。  
平成19年11月29日

宮崎県知事 東国原 英 夫

地 区 名	市町村名	事 業 名	完了年月日
中 平	高原町	農林漁業用揮発油 税財源身替農道整 備事業	平成19年10月31日

測量法（昭和24年法律第 188号）第14条第 2 項の規定により、平成19年宮崎県公報第1885号による基本測量（ジオイド測量）が平成19年10月31日終了した旨、国土交通省国土地理院長から通知があった。

平成19年11月29日

宮崎県知事 東国原 英 夫

落札者等の公告

一般競争入札により落札者を決定したので、次のとおり公示する。  
平成19年11月29日

宮崎県知事 東国原 英 夫

- 1 落札に係る調達件名及び数量  
複写サービス料（16台一式）
- 2 契約に関する事務を担当する部局等  
宮崎県警察本部警務部会計課 宮崎市旭 1 丁目 8 番28号
- 3 落札者を決定した日  
平成19年10月 1 日
- 4 落札者の氏名及び住所  
宮崎りコー株式会社 宮崎市花ヶ島町大原2361番地 1
- 5 落札単価  
複写サービス基本料（100,000 枚含む） 214,000円  
100,001枚目から 1 枚単価 1.10円  
※消費税及び地方消費税額は含まない。
- 6 一般競争入札の公告を行った日  
平成19年 8 月16日